

入 札 説 明 書

令和元年8月23日千葉市公告第634号により公告した千葉市議会タブレット端末等賃貸借契約の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市議会タブレット端末等賃貸借契約

(2) 調達物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和元年9月下旬（納入日は、賃借人と協議した上で決定する。）

(4) 納入場所

千葉市議会事務局調査課

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たす、法人格を有する団体とする。

(1) 平成30・31年度の千葉市物品等入札参加資格名簿に記載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) タブレット端末またはグループウェアの自治体への導入実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日から令和元年8月27日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

(2) 提出場所 千葉市議会事務局調査課

(3) 提出方法 持参又は郵送

(郵送による場合は、令和元年8月27日(火)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。)

(4) 提出書類 ア 入札参加資格確認申請書

イ 導入実績が分かる資料 ※契約書、仕様書等の写し

ウ 市税完納及び特別徴収に関する証明書(千葉市内に本店又は営業所等がある場合)

※「市税完納及び特別徴収に関する証明書」の証明日は、公告日から3か月以内であること。なお、証明書は写しでも可とする。

(5) 確認通知 令和元年8月29日(木)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明会

実施しない。

5 入札に関する質問について

(1) 受付期間 令和元年8月23日(金)から令和元年8月27日(火)午後5時00分まで

(2) 質問方法 「仕様書に対する質問回答書」を受付期間内に千葉市議会事務局調査課広報班宛て(メールアドレス chosa.AS@city.chiba.lg.jp)にメール送付すること。なおメール送付がない場合は、「質問事項なし」とみなす。

(3) 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。なお、質問がない場合は回答しない。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和元年9月2日(月) 午後1時30分

場 所 千葉市議会議事堂3階 第4委員会室

※ 入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の契約事務担当課宛とし、令和元年8月30日(金)午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免

除とする。)

(6) 最低制限価格 無

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記10の契約事務担当課で閲覧できる。

10 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市議会事務局調査課広報班

電話 043-245-5472